

令和6年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和6年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 87,500千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,738,401千円

（ 内 訳 ）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	303,576	139,646	0	4,417	13,673	145,840
	老人福祉費	149,282	1,263	0	1,651	12,546	133,822
	児童福祉費	466,572	186,881	0	17,816	22,447	239,428
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	75,063	30,515	0	0	3,818	40,730
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	30,732	20,144	0	0	908	9,680
	介護保険 特別会計繰出金	141,559	7,021	0	0	11,532	123,006
衛生健	保健衛生費	571,617	141,726	0	166,511	22,576	240,804
合計		1,738,401	527,196	0	190,395	87,500	933,310

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。